

農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- すべての効率利用要件（法第3条第2項第1号）
今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること

- 農地所有適格法人要件（法第3条第2項第2号）
法人の場合は、農地所有適格法人の要件（農地法第2条第3項）を満たすこと

- 農作業常時従事要件（法第3条第2項第4号）
申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること

- 地域との調和要件（法第3条第2項第6号）
今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと